

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 12

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

### 今月は担い手3法のひとつ品確法改正について

背景・・・ダンピング受注が横行し、それが下請などにしわ寄せされ、現場の技能労働者の処遇の悪化を招いてきました。建設業界への若者の入職も減少しています。

将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう、またその担い手の中長期的な育成・確保を目的としています。

#### 発注者責務

##### 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定

市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確にした積算歩切りについては厳にこれを行わない。

入札参加者から見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行うなど適性な予定価格の設定を図るよう努める。

##### ダンピング受注の防止

適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなど必要な措置を講ずる。  
低価格での契約締結を許容している発注者の存在も指摘する。

##### 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

責務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等

#### 受注者の責務

国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保、賃金その他労働条件、安全衛生その他労働環境の改善などが適切に行われるよう、元請と下請の契約適正化のため指導、技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入の徹底の要請を行う。また、法律に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、公共工事から排除及び当該建設業者への指導を徹底。  
その他、多様な入札契約方式の導入・活用。その他国として講ずべき施策について追加されます。



### 次回は、担い手3法の

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」についてお伝えします。

## ★運送業★ ～今年を振り返って～

### 4月1日消費増税 ～大変な年でした～

年明けから2月3月はもちろん、4月に入っても車も、ドライバーさんも全く！ 足りない状態でした。同じように燃料も高騰を続けました。その後6月頃から事業者さんの体制が変わっていったようにも思います。



消費税アップや運送契約書面化など新たな動きも重なる中

### 新年度からの運賃アップしました！

「思い切って1割アップをお願いしました。このアップ分には、燃料だけではありません。ドライバーさんの社会保険料も入っています。」とおっしゃる社長！

確かに、限度と言うものがあります。経営努力なんて簡単な言葉では済まされません。

## 改正監査方針 平成26年1月スタート

今年1月から改正監査方針がスタートしました。**厳罰化！即通報！**という言葉に運送業界はどのような不安を感じることもあったのではないのでしょうか。

10月の処分状況をみると、何と今年の監査実施による処分が目白押しです。それも1・2か月で処分という超スピードアップです。昨年までは、監査が実施されてから処分まで早くても半年から1年位、中には1年半経ってからと言うものもあったり…

事実、監査体制も大きく変わり、実際に監査から行政処分までの期間も短縮されました。さらに愛知運輸支局の監査課も変わり、貨物監査部門と旅客監査部門とに分け、**監査の専門性を高め、効率的に行うことが可能**になりました。

さらに今年の改正監査では、労働基準監督署の調査や指導とも連携する形で厳しい監査や行政処分が実施されているため、雇用契約や労働時間をめぐる労務管理や監督署対応も含めた行政対応も不可欠です。

牟田事務所では一年間を通して労働法のセミナーも実施し、運送会社さんも積極的にご参加いただきました。運送業にも密に関連のある昨今の労働法の改正の流れや運送事業特有の労働時間管理の実例、業態に適合した賃金や人事の仕組みについても理解していただける場合は、今後も積極的に設けていきます！ドライバーの高齢化、事故や違反の把握、請負や委託、派遣の問題についても…改正監査方針が出されても、事業主さんの課題は増える一方。来年は一つひとつクリアしていき、いつ監査が来てもいいように体制を整えたいものです。

## 国交省

### 悪質な過積載車両を迅速に刑事告発

## ★産業廃棄物★

金属スクラップ等の再生資源業者さんが、軸重20t超の大型車両で運搬している風景をよく見ます。

国交省の発表によると、**過積載をした大型車両の通行割合は全車両中の0.3%程度**ですが、これらの違反車両が道路及び橋の劣化にもたらす影響は、**全車両中の91.5%**にも及ぶとのこと。国交省は、そのような違反車両対策として、違反を確認したら即告発というという規制強化策を**2015年2月**から開始させるため、パブコメを募集中です。

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、**軸重20トンの車1台が10トン車の約4,000台相当**となり、道路橋の劣化を引き起こしています。

そのため、これまで違反で重大交通事故を発生させた者や指導にも係わらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発をしてきましたが、今後は、特に**基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者**に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化する事としています。

即告発の対象となる車両は、**車両総重量が20t以上（国管理道路の場合は27t以上）**のもの。罰則は**道路法102条（無許可）**により**100万円以下の罰金**が科せられます。

取締りの段階で車両総重量の2倍以上と確認されると、そのまま告発されてしまいますので、過積載には十分ご注意ください。



## 収集運搬業者が運搬中に廃棄物を落下させたらどうなる？

千葉県の上でニワトリの死骸が大量に見つかった問題で、茨城県の産廃収集運搬業者が運搬中、荷台から落としていたことが分かり、運転手に対して転落等防止措置義務違反で違反切符が交付されました。

では、廃掃法ではどのような違反になるのでしょうか？

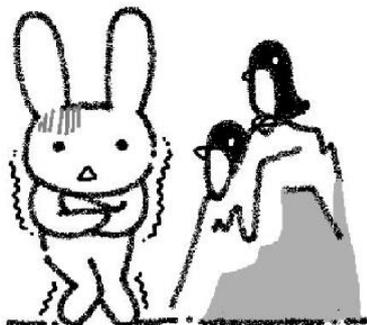
もっとも明確な法律違反としては、「廃棄物の飛散流出」に該当し、「**収集運搬基準**」違反となります。今回の事件ではニワトリの死骸が千葉県によって早急に除去されていることから、現在は生活環境保全上の支障がない状態であり、収集運搬業者に対し「措置命令」を出すことはできません。しかし、収集運搬業者としては、廃棄物を絶対に飛散流出させないために、荷台用のベルトが切れた場合の対処法や応急策を立てておくことが必要ですので、それらの対処策



が無いために廃棄物の飛散流出が起こったと判断されれば、「**飛散流出防止策が機能していない**」という理由で、改善命令を出される可能性はあります。

**単なる不注意では済まない結果になることがよくありますので、「飛散流出防止策」が適切かどうかを確認しておいてください。**

## 安全安心な働く環境 ～フォークリフト編～



手がかじかんで字が上手に書けなかったり、PCの入力ミスが増えてきた（言い訳？）Mです。

でも寒い時期手元が狂ってしまうなんてことがありますよね？こんな時期に起きやすい事故、それが**フォークリフトによる事故**。少しの危険も排除いたしましょう！

年末の繁忙期。倉庫には多くの車両が出入りし、いつも以上の作業員とドライバーの多さ。初めて見る顔もちらほらこんな状況ではないでしょうか・・・速度はいつも以上に落としての操作、走行。それでも人がリフトに接触すればケガ、最悪の場合死亡事故に繋がってしまいます。

人の通路と車両の通路区分がされていること、回転式警告灯の装備、制限速度の策定と速度厳守表示板の掲示などはばっちりでしょうか。

話変わって、とある倉庫を覗くと超高層荷物！！わたしの身長の2倍近く荷物が積んであったりして・・・この荷物どうやって降ろすんだろう？と、わたしは荷物付近の場所は避けて歩きます。不安全な状態とはまさにこのこと。地震でも起きたらどうしましょう！人が荷物に潰されなかったとしても、荷物は？**ペア**です(°。°)！

その超高層荷物を得意げにヒョイっとリフトマンがどンドン積み上げたり降ろしたり、見ているだけでひやひや。年末の忙しい時期に事故がおきないように、年末の大掃除前に倉庫や車庫の片付け、見直しをしましょう。



リフトマンが周囲の安全確認を怠っていると安全な環境づくりも無意味。

リフトの**安全教育の再徹底も必須**ですね。

そして社長による倉庫、車庫、営業所、休憩室巡回！やりましょう！

危険スポットがないか、車輛が安全な間隔を保って駐車することが出来るか、

ドライバーさんがしっかり休める休憩室は清潔に保たれているかなど、厳しい社長の目でチェックをしましょう！

とはいうものの、うちの事務所は書類が山積みだったりして(-\_-)~~~~ピシー!ピシー!

働きやすい環境づくり・・・今年の大掃除は3日間徹夜になるかもです(;O;)



### 特殊車両通行許可

大きな車、重量のある車を通行させるときは、道路管理者の許可が必要です  
法令遵守により、国道事務所への申請急増により、事務処理に相当の時間を要しておりました。  
システム更新作業に手間取り、何度もシステム停止をしており、皆さまにも大変ねご迷惑をおかけしておりました。11月28日やっと電子申請のシステム更新作業が終了しました。

やっと一安心です。最近では3週間程度で許可になりました。